

鎌ヶ谷市告示第 87 号

下記の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので、鎌ヶ谷市自動車臨時運行許可業務規程(昭和46年鎌ヶ谷市規程第9号)第13条の規定により告示する。

記

自動車臨時運行許可番号標 習志野 25-41 鎌ヶ谷

令和 8年 5月 25日

鎌ヶ谷市長 芝田 裕美

